

「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」

第3回策定委員会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和3年3月25日（木） 午後2時40分～午後3時40分

場 所 グリーンパレス5階 孔雀

出席者 小川会長、庄司委員、鈴木委員、松本委員、佐野委員、佐藤委員、
亀田委員、南波委員、蛭川委員、橘委員、森委員、天沼委員

次 第 1．開 会

2．議 事

(1) パブリックコメントの結果について

(2) 第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画
の計画書（案）について

(3) その他

3．閉 会

<議事要旨>

— 開会時刻 午後2：40 —

障害者福祉課長

皆さんお揃いになりましたので、これより「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」の第3回策定委員会を開会いたします。終了時刻は、午後3時40分を予定しております。よろしくお願いいたします。

次に資料の確認です。机上配付しておりますが、議事の途中で不足等があればお申しつけください。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたく存じます。

会長

改めましてよろしくお願いいたします。本日も委員の方々には最後までお付き合いよろしくお願いいたします。

今回もボリュームのある内容になりますので、時間を区切ってご説明をさせていただきます。最後には皆さんのご意見をいただくような時間も取っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会は、公開として傍聴者の希望を募っております。事務局からご報告をお願いいたします。

計画係長

江戸川区ホームページにおいて、傍聴者の希望を募り、1名の方からお申込みをいただきました。本日1名の方がロビーにてお待ちになられています皆様のご了解をいただければ、入場していただきます。傍聴の方への配付資料ですが、本日皆様にお配りしている資料のうち、資料1から資料2は、傍聴者の方にもお配りしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長

ただいま、事務局より傍聴の説明がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

- 委員承認 -

会長

それでは、傍聴者の方にご入室いただきたいと思います。

- 傍聴者入場 -

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「パブリックコメントの結果について」に入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

委員の皆様におかれましては、ご多用のなか、ご意見をいただき誠に感謝いたします。ご意見により変更した箇所は後ほどの議事で説明させていただきます。

まずは、資料1「『第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画（案）』の意見公募（パブリックコメント）手続の結果について」の主な意見を説明いたします。こちらの資料は、計画書を公表する際に、あわせて意見公募の結果として、区のホームページに掲載する予定です。

1ページをご覧ください。第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画にあたり、ホームページ等に計画案を公表し、広く意見を募集いたしました。募集期間は、令和3年1月15日から29日の間に実施し、45名の方から延べ182件いただきました。意見は今後公表するため、ご本人が特定されないよう、その概要を記載しております。また、同じ趣旨の意見はまとめております。

主な意見は2ページからの左側の番号の順番にご説明いたします。

それでは、5ページをご覧ください。説明する部分は網掛けをしています。

まず20番は、「今後設置予定の『なごみの家』では、重度の障害児者も安心して利用できるのか。」というご意見です。地域の方が、いつでも誰でも集い交流できることが、「なごみの家」の特徴の一つとなっています。一方で、地域の空き家・空き店舗を活用

することがコンセプトのひとつとなっています。地域共生社会の拠点という観点からユニバーサルデザインは必須の条件であると考えますが、さまざまな条件の中で、より多くの方々が利用しやすい『なごみの家』を設置していきます。

21番は、「地域子ども達も安心できるように、公園手洗所の『だれでもトイレ』は巡回清掃や見守りをする人はいるのか。」というご意見です。公園手洗所の『だれでもトイレ』の清掃は週4回から7回実施しており、管理委託業者による点検及び巡回は週1回実施しています。また、最終案では「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正が予定されていますので、『だれでもトイレ』を『バリアフリートイレ』に記載を変更しました。

8ページをご覧ください。35番は、「要配慮者のうち、特にひとり暮らしの方や高齢者世帯の避難について支援できるような取り組みはあるのか。」というご意見です。区では、自ら避難することが困難な要配慮者の方を避難行動要支援者として、名簿の作成及び福祉施設への直接避難ができるよう段階的に取り組みを行っています。また、地域防災の基本である、自助・共助を最大限尊重し、要配慮者への支援策を検討していきます。現在、福祉避難所の指定を行い、日常的な交流によるつながりを強め、自助・共助の機運を醸成します。また、個別計画を策定し、一人一人に合った支援の方法を検討します。

11ページをご覧ください。53番は、「区内にグループホームでの対応が困難な重度の身体障害者を受け入れる入所施設を希望する。」というご意見です。引き続き、日中サービス支援型グループホーム等の重度化に対応したグループホームの設置を促進してまいります。

12ページをご覧ください。60番は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における国の基本指針について、区の具体的な計画案を示してほしい。」というご意見です。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、都道府県に対する目標になります。計画書では、区の現状について、記載しています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は精神保健事業のすべての面について充実と発展が不可欠です。国の指針も大切ですが現在は協議の場の活用や連携をより有用に機能することと地域資源の充実が不可欠です。区としては国の構築支援事業、構築推進事業に参画していますので、実効性を伴った施策を今後も展開していきます。

14ページをご覧ください。74番は、「基幹相談支援センターの運営について、具体的な記載をするとよいのではないか。」というご意見です。こちらは計画書案の65ページに記載のとおり、基幹相談支援センターは、障害者福祉課を中心として、健康サポートセンターや児童相談所などの既存の相談窓口等の機能や施設を生かした体制となります。今までと同様に、各相談窓口で連携して支援を行います。また、今後は相談支援体制の充実・強化等に向けて、地域の相談支援事業所との連携を強化していきます。

16ページをご覧ください。83番は、「基幹相談支援センターについて、人材育成についてどのように考えているのか。」というご意見です。地域における社会資源の開発を通じて、より専門的な指導助言を行い、人材の育成を図っていくものと考えており、現在、実施しているブラッシュアップ研修等で対応していきます。

17ページをご覧ください。86番は、「『地域生活支援拠点等』について、どの機能がその機能を行うのか具体的な記載をするとよいのではないか。」というご意見です。地域生活支援拠点は、区の相談窓口や福祉施設を含む各障害福祉サービス事業所等の既存の相談窓口等の機能や施設を活かし、面的整備を図ります。具体的な機能は、計画書案の66ページのイメージ図で例示しています。

87番は、「『地域生活支援拠点等』の検証及び検討の具体的にどのように行うのか。また、その会議は公開になるのか。」というご意見です。検証及び検討については、令和3年度以降に障害福祉計画のPDCAサイクルの実施に基づき行います。障害福祉計画等の実績については、地域自立支援協議会にて報告し、ご意見をいただきます。地域自立支援協議会は公開となっています。

92番は、「『児童発達支援』、『放課後等デイサービス』の見込量が減少しているが、現状を反映していないのではないか。」というご意見です。『児童発達支援』、『放課後等デイサービス』の見込量は、区内の児童数の減少に伴い、利用者が減少していくと見込まれました。

18ページをご覧ください。93番は、「発達障害の子について、学童クラブの利用が断られ、放課後等デイサービスが利用できないと学校以外の支援が切れてしまうため、療育が継続できることを希望する。」というご意見です。放課後等デイサービスの利用については、すすすくスクールと連携していきます。

20ページをご覧ください。107番は「知的障害者の相談窓口が少ない。」というご意見です。知的障害者及び保護者からの相談は、愛の手帳相談係が行っています。その他、区では、乳幼児健康診査等を通じた子どもの発達に関する相談や講演会等を行っています。

最後は23ページをご覧ください。127番は、「障害者・児に関わる仕事はサービス提供者と利用者との信頼関係の上に成り立つものであり、長期にわたり勤務できる体制づくりの整備が必要である。」というご意見です。障害福祉サービス等事業者の人材確保や定着を目的として、令和2年度新規事業として『介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業』を実施しており、人員不足の解消に努めています。

その他、説明させていただいた以外のご意見は、後ほど資料をご覧ください。

会長

ただいま、事務局よりパブリックコメントの結果のご説明がありました。何かご意見等があればお願いいたします。

委員

34番、地域防災は「自助」、「共助」、「公助」の考え方の記載について、「連携協力」とするのは、文章がおかしいと思い、意見を提出させていただきました。しかし、区の考え方を見ると、私の趣旨とは反対のことが書かれています。計画書案の43ページには、「3つの考え方を組み合わせ」は入っていますが、その後に「連携協力」と書かれています。考え方を連携協力といった表現に違和感があるため、「組み合わせで防災対策を

行っていく」と変更した方がよいのではないかという趣旨で意見を提出いたしました。

障害者福祉課長

計画書案には、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を記載して、それぞれの役割を果たしながら、それぞれが連携していくという意味で記載しました。考え方は記載しており、“考え方の連携”と言うよりも、“その考え方に基づいた行動を連携”していくと捉えていただければよいかと思います。言葉足らずな部分があり、申し訳ありませんでした。

委員

いろいろな意味合いで受け取られることがないようにシンプルにわかりやすくした方がよいと思って意見させていただきました。この文章ですと、“考え方に基づいた行動を連携協力”という趣旨は読み取れません。例えば、「かつそれぞれが連携協力して」という部分を削除すれば、すんなり読めると思います。

障害者福祉課長

やはり「自助」だけでも、「共助」だけでも、「公助」だけでも成り立たないということで、それぞれが連携して、そのような考え方の下に、「かつ」連携して防災対策を行うことが、より多くの命を災害から守ることにつながるということです。読み取り方と、私たちの表現に相違があるかもしれませんが、考え方は一緒であろうかと思っております。

会長

他にはありますか。

委員

資料1の17ページ87番ですが、地域生活支援拠点等の検証及び検討の意見に対する区の考え方としては、検証及び検討は障害福祉計画のPDCAサイクルの実施に基づき行い、実績は地域自立支援協議会で報告するとのことです。この検証及び検討は、地域自立支援協議会に報告はするけれども、公表はされないということでしょうか。

障害者福祉課長

これまでは地域自立支援協議会の会議は議事要旨を公表させていただいていますが、改めて障害福祉計画で実績報告についてページを設けるなどは行っていなかったと思います。

委員

つまり区のウェブサイトにも、この検証及び検討の結果が毎年掲載されるということでしょうか。

事務局

まだ計画段階ですので、そちらも含めて検討ということになるかと思います。

会長

それでは、議事の（２）「第６期江戸川区障害福祉計画及び第２期江戸川区障害児福祉計画の計画書（案）について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

資料２「第６期江戸川区障害福祉計画及び第２期江戸川区障害児福祉計画の計画書（案）について」をご覧ください。策定委員からのご意見、およびパブリックコメントでいただいたご意見を反映し、変更した箇所を説明いたします。

番号１、計画書案の７ページ、第１章「第６期江戸川区障害福祉計画及び第２期江戸川区障害児福祉計画の概要」「２ 関係法令等の制定・改正状況」に、閣僚会議で決定したユニバーサルデザイン２０２０行動計画における「心のバリアフリー」を参考として記載させていただきました。

番号２、計画書案の２６ページ、第２章「江戸川区の現況」「３ 障害のある方の実雇用率の推移」に、東京都労働局から提供がありました令和２年の江戸川区の実雇用率を追記いたしました。

番号６、計画書案の３９ページ、第３章「共生社会の実現に向けた取り組み」「１ 共生社会の実現に向けた『区の取り組み』」「（５）障害者の就労支援」「みんなの就労センターへの支援」で、令和２年１２月に一般社団法人みんなの就労センターが法人登記されましたので、みんなの就労センターと記載を変更いたしました。

番号７と８、計画書案の４３ページ、第３章「共生社会の実現に向けた取り組み」「１ 共生社会の実現に向けた『区の取り組み』」「（７）災害時の要配慮者への支援」の「自助」「共助」「公助」の記載内容変更と、避難確保計画の説明を追記いたしました。

番号１０、計画書案の５２ページ、第４章「サービス量の見込みと成果目標の設定」「（１）訪問系サービス」の見込量確保のための方策等に「重度訪問介護」を追記いたしました。

その他の変更は、後ほど資料をご覧くださいますようお願いいたします。説明は以上です。

会長

事務局より計画書案の主な変更点の説明がありましたが、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

- 意見・質問なし -

会長

それでは、次の議題「（３）その他」に移ります。

今年度、3回にわたり第6期江戸川区障害福祉計画及び第2期江戸川区障害児福祉計画策定に向けて、委員の皆様から、ご意見・ご要望をいただきました。令和3年度から3年間のこの計画を基に、江戸川区の障害者・児の地域福祉が発展されることを望みます。今期の計画策定を通して、委員の皆様からのご意見をお伺いできたと思っています。時間の制約もありますが、委員の皆様からお一人ずつ、2分間程度を目安にご意見やご感想をお願いいたします。

委員

今後、ろう者は区内でも少しずつ増加していくことと思われます。現況は新型コロナウイルス感染症のこともあり、事務所への来所者数が減少しています。自宅で自粛生活を送られている方が多いので、今は会議で集まることもままならない状況です。従って、オンラインでの会合が増えましたが、パソコンを使用するため電気代もかさんでいる状況です。

委員

私はこの計画案の内容を十分把握できてはおりませんが、2点ほど要望させていただきます。視覚障害者は自宅にこもりがちになり、さまざまな形で外出をサポートできる状況を継続していただく必要があります。同行援護というサービスをご提供いただいておりますが、国が定めている基準量は50時間とされていますので、弾力的に、視覚障害者が外出する際に必要に応じて認めていただきたいということがあります。

それから、福祉部長からご提示いただいた1年後の庁舎移転の問題も、私どもの方で現況を把握しながら回答したところですが、現状を維持した移転を原則として、従来使ってきた実績、その他の内容はそのまま認めていただき、できれば交流スペースを保ってほしいということをお願いしたいところです。その他に防災のことなども含め、いろいろありますが、まだ私が充分把握していないので、今後もし指導いただいて、発言する機会があれば発言したいと思います。よろしくお願いいたします。

委員

気づいたことやお礼を述べさせていただきます。今後、障害者数は増加傾向になるとされます。いろいろな種別のサービス見込み量を公表していただき、福祉サービスの向上を進めていただいていることをありがたく感じており、より一層のサービス向上の実現をお願いしたいと思っています。障害者の重度化、高齢化、また親亡き後を見据えた移行支援のための機能を持つ場所や、体制を充実させていただくことを願っています。今後、障害者が地域の中で、笑顔で自分らしく、誰もが安心して住みやすい社会になってほしいと願っております。

それと私事になりますが、現在、意思疎通支援事業は聴覚、言語障害者に限られています。息子は30歳代の知的障害者で、意思疎通ができない状態です。先月の夕食後、突然大量に吐血して、医療ケアセンターに運ばれたのですが、意思疎通ができないため、入院等その他の手続きが大変でした。重症化した逆流性食道炎との診断を受けて、入院

はできましたが、そのときに感じたのは、知的障害者にも意思疎通支援事業のような配慮がほしいということです。息子が説明困難であることは、わかっているのですから、既往歴や経過記録などをきちんと作成しておかないといけないと、改めて感じましたが、行政側でも知的障害、精神障害の方で、意思疎通ができないケースの配慮も検討していただきたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、こういう機会をいただき、江戸川区の行政、並びにご尽力いただいた関係者の方々に感謝申し上げます。この会に参加させていただいてありがとうございました。

委員

精神障害者の福祉事業を運営している立場から申し上げますと、区のSDGsとの調和、共生社会実現への取り組み、また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、就労支援等は私どもでも行っているのです、みんなの就労センターの設置等、今の時代との調和を目指した、内容の濃い福祉計画だと思います。この委員会に出席させていただきまして、ありがとうございました。

委員

今回、この障害福祉計画策定に関わらせていただきまして、ありがとうございました。このような過程で計画ができあがっていくということがよくわかりましたし、行政の大変さもよくわかったところです。

今回のパブリックコメントの中で、我々に関わるものとして、例えば地域生活支援拠点等、基幹支援相談センターは機能的に整備されているということで、区としては整備済ということになりましたが、パブリックコメントを見てわかるように、多くの意見があげられていました。従って、今、面的に整備されているということではなく、それらを各々の名称に見合った内容につくりあげる、今後それらを育て上げるということも含めて、検討を実施していただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

委員

今回、参加させていただき、いろいろなことを考えさせていただきました。私からは現在取り組んでいることを2点、お話しさせていただきます。

1点目は、災害時の要配慮者への支援のことでは、本校に通う児童生徒も含めて、災害時の対応が関係してきます。区が主催している総合防災訓練に、高等部の生徒を参加させてもらったのですが、自分たちで必要な避難行動をとってみると、避難所にも到達できないことに気づくのです。それではいけないということで、彼らは自らが、自分たちの存在を周囲にアピールをする必要があるし、自分たちのことをもっと近所の人に知ってもらう必要があるということを切実に感じていました。そして自分たちをアピールする行動、いろいろな交流を図ったり、自分たちの紹介ビデオをつくったりということに展開していきました。共生社会実現のためには、障害者側からも自分たちの情報発信

をしていく必要があるのではないかということで、教育実践を進めているところです。

2点目は、いろいろな施策が実施されていることで、障害者本人へのサポートが充実してきたことが、学校現場にいても感じます。しかしながら、ある母親の話を聞くと、持病のあるお子さんの医療的ケアの対応をしながら、介護が必要な父親も抱えて日々暮らすことが苦しくなって、今はそのようなことを考えていませんが、子どもと一緒に死んでしまおうかと考えたことが幾度もあったそうです。そうした医療的ケアのある子どもさんを抱え、かつ親の介護も抱えているような方が利用できるレスパイトサービスや相談体制の充実も、今後は大切になってきますので、ぜひお願いしたいと思います。

委員

私は就労支援に携わっていますので、関係する話をさせていただきます。

江戸川区では、「地域共生社会」がキーワードになっていて、東京都では、ソーシャルファーム条例など、「ソーシャルファーム」という言葉を推しています。日本の中では「ダイバーシティ」や「ユニバーサル就労」などのさまざまな言葉が就労の現場では聞かれます。それ以外にも「ショートタイムワーク」や、今では聞き慣れた「テレワーク」もそうです。渋谷区や川崎市などで進めようとしているのは「超短時間雇用」、「超短時間就労」です。1日に15分だけ働くというような多様な働き方というものを日本全国の中で志のある方々が一所懸命進めているというのが現状です。それではなぜ、そのような地域づくりに動き出しているかというと、働きたい気持ちを、労働につなげられないかということが、今後求められていくと考えられるからです。日本はこの先、労働人口、生産人口が減少していくでしょう。東京は人材確保に鈍感なのですが、地方では重要な課題です。障害者雇用納付金や雇用率のための相談は、徐々にセンターには来なくなってきました。今は、企業が求人を出しても人が集まらないため、“こういう仕事できる人はいないか”という相談に変わってきています。東京でもこの先、人材確保が急務になっていくことだろうと思います。その中で、計画書案の38ページ、39ページに記載している障害者就労支援センターの実施事業は、今後、進めていきたいと思っています。支援をしている側から見ると、働きたい気持ちがあるのに、なぜ勤務時間が週20時間、30時間などと決められているのかと思います。実際には長時間の労働は困難かも知れませんが、今後、働きたい人の気持ちを大切にするのであれば、企業開拓が必要となります。企業がそういう方たちをもっと雇用するとか、若しくは、どうしても受け入れられるのかを考えると、超短時間や15分就労等などのさまざまな雇用の形態に関しては、企業や働く職場の中で、どんな仕事があるか、それに対してかかる時間、その仕事に対してどのような人をマッチングさせるかを考えていただき、いずれ就労者が仕事の力をつけていったときには、雇用形態を切り替えるという柔軟さが必要になると思います。今、日本の雇用形態では、“この仕事に対して誰を”という発想ができる企業は非常に少ないです。就労支援を通じて、本当に必要な人に福祉サービス、介護サービスが受けられるようにすることが、私どもの仕事ではないかと思い、来年度以降も強化していきたいと思っています。

委員

この半年間、本当にいろいろな勉強をさせていただきました。改めて、こういう機会をくださったことに感謝したいと思っています。

私は当事者ですが、計画相談支援専門員としても従事していますので、計画相談支援事業の計画内容にも関心があったので、それに関する質問や意見を投げかけさせていただきました。パブリックコメントにも、現場の支援専門員からの質問等が数多く集まったということが今回よくわかりましたし、それに対する区の考え方として、相談支援事業所と連携を取っていきたい、意見交換をしていききたいと記載してくださっていますので、ぜひ区内の相談支援専門員や事業所の方たちと連携を密にしていってほしいと思います。相談支援専門員は、江戸川区の障害福祉を担う一員であり、皆、障害児当事者を輝かせるための相談員でありたいと思いながら仕事をしています。コロナ禍ではありますが、できるだけ意見交換の回数を重ねていただきたいと思います。ありがとうございました。

委員

今回策定委員会に参加させていただき、江戸川区障害福祉計画の策定に関わらせていただきましたこと、本当にありがとうございました。

地域で暮らすすべての方が障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現には、単に福祉サービスを増やすことが解決ではないと個人的に思っています。福祉だけではなく、医療現場や教育現場の先生方、また地域にあるインフォーマルの資源をうまく活用することで、その人らしい暮らしが実現することもあります。障害を持つ方の悩みや生きづらさを解決するには、本当にその人にあったきめ細かなコーディネートや役割分担が必要だと思っています。なぜサービスを増やすことが必要なのかを考えること、また、地域資源のパズルを、どううまく組み合わせれば、福祉サービスのような手厚い支援が可能になるかということを、行政や福祉現場、医療現場、教育現場の皆さん方とで、数多く話し合える機会を今後も設けてほしいと願っております。ありがとうございました。

委員

皆様のそれぞれのお立場から、素晴らしいご意見を頂戴し誠にありがとうございます。それらひとつひとつに対して、私の考えも申し上げたいところですが、それはまた別の機会に、個別にお話させていただきたいと思います。

先ほど、新庁舎の話がありましたが、8年後に船堀へ移転することが決まっており、概ね計画が出来上がったところです。江戸川区は水害の面から見ると、川が決壊した場合、しばらく水が引かなくなります。そうした局面でも区民が命を長らえて生きていけるような自治体にしたいという思いから、新庁舎は防災に力を入れた、世界一と言えるような建築物にしたいと思っています。建設予定地は、新大橋通りと船堀街道の交差するところ、今、都営住宅の空き地になっているところで、南側の都営新宿線に近いところにも新たな再開発ビルが建ちます。そのビルに、公的な役割を持ついろいろな団体に

入っていただきたいと考えております。障害者団体が数多くある中で、江戸川区視覚障害者福祉協会、江戸川ろう者協会、移動支援を行っているハンディキャブ江戸川区民の会の3団体が現在、タワーホール船堀に入っています。障害者の皆さんの交流の場があるのですが、それらを再開発ビルの中に入れられないだろうかということです。その目的は福祉団体に限らず、医師会等さまざまな団体にそこに入っていただくことで、大災害の発生時、関係機関と連携して皆さんの命を守りたいという思いが強くあるからです。まだ結論ではないですが、そのようなことを考えております。今回、計画策定に加わって下さった皆さんと、区民の命、ここでは障害者・児の方の将来、命を守るためにはどうしていったらよいかということを今後もこの計画期間である3年間、共に考えていきたいと思っています。

また江戸川区は以前から、共生社会の実現を一番大切にしています。どなたも同じように安心して住み続けられるように、区と団体等といろいろな話をして、実際に障害を持っている方が、より相談しやすくなるように、これからも進めていけるとよいと思っています。

昨日開催した医療的ケア児支援関係機関連携会議でもいろいろな意見が出まして、皆で協力していけるとよいと思ったところです。

また、障害のある方や、引きこもりで就労したくてもなかなかできない方が就労することで、働いてお金をもらうということだけではなく、日々の生きがいや楽しみ、生活リズムを整えられるなど、いろいろな意味が生まれるので、働くことは素晴らしいことだと思います。そのような就労を、区で導きだせるようにということで、今回、みんなの就労センターを提案させていただいています。ご意見をいただきながら、よりよい形になるよう進めていけるとよいと思っています。

ここにいる素晴らしい委員の皆様からたくさんのご意見をいただきました。これらのご意見を大切にしながら、区として尽力していきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

委員

皆様と一緒に策定してきた計画には、成果目標があります。委員会が終わりまして、障害福祉計画、障害児福祉計画ができますと、今度は保健衛生の分野を所管する部長として、この目標が達成できるように全力を尽くせるよう、本来の仕事に戻ります。そのための計画としては、大変素晴らしくまとまったのではないかと感じております。一方で、数値目標などを見ますと、この1年間の新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く出ており、例えば、精神障害の方の地域移行支援等は、入院する精神障害の方が減少しています。また、共同生活援助、自立生活援助は、支援をする人たちと支援をされる人たちが、ともに新型コロナウイルスに感染しないよう生活していくということが、2021年から23年の3年間、本当に身近な課題になっていくと思われます。当部の職員とともに、なお一層尽力していきたいと思っております。皆様からの一層のご指導・ご協力もあわせてよろしくお願いいたします。

会長

皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

最後に私からですが、皆様からさまざまな視点でのご意見をいただきました。また、障害の方の理解や配慮は、あらゆる面で必要であると感じました。

実は私は介護保険制度の策定委員会の会長も務めているのですが、改定ごとにいろいろと新しいものが加わり、それが達成され、新たに課題ができあがるというサイクルがずっと続いていると感じています。新しい計画事業の数々は、区民の方に周知していくことが非常に大事だと思います。また、新しい施策や事業が生まれたら、活用していただかないことには、成果も上がらないことになります。情報の周知は、今後も引き続きお願いしたいと思います。

また、私は今、介護現場で働いているのですが、事業者の1人ということでもあります。事業を行う上で、日々働く職員の確保を重要視しております。このような計画を立てるにしても、実践するためには人が必要です。従って、人手不足のことは、区としても念頭に置いて、支援をお願いしたいと思います。さまざまな問題に対応するための相談に時間がかかるものです。介護の現場では、地域の方々に解決できることは、地域の方々にやられているというのも実情としてあります。介護や認知症などで悩んでいるご家族が、ご家族同士で悩みを解決するということは、地域を見ていて学ばせていただいたことです。福祉部長からお話のあった地域共生社会ですが、区独自の地域共生社会があってもよいと個人的には思っています。物をつくるとか、いろいろなものを構築することも必要ですが、地域の人々が安心して暮らせる地域ができれば、どのような形であれ、それはそれで満足できるものではないでしょうか。地域の実情、地域の経済力は異なるので、地域の声、皆様方の声を聴いて、柔軟かつ迅速に対応できるような江戸川区の地域共生社会を目指していけるとよいと思っています。

本当に皆様、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

障害者福祉課長

皆様から貴重なご意見を数多くいただきまして、私自身も学ばせていただきましたし、決意も新たに、次の3年間推進していきたいという気持ちであふれております。

皆様のおかげで、全3回の策定委員会も無事終了することができました。会長をはじめ、委員の皆様からのお力添えいただきましてありがとうございました。今後、3年間、この計画をもとに江戸川区の福祉の充実を図っていきたいと思っています。皆様、本当にありがとうございました。

会長

皆様のご協力により第3回策定委員会は無事終了することができました。それでは、以上を持ちまして、第3回策定委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 閉会時刻 午後3：40 —